

77回目の憲法記念日に寄せる会長談話

1 はじめに

本日、77回目の憲法記念日を迎えました。

1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法は、個人の尊厳（13条）を最高理念とし、基本的人権の尊重（第3章等）、国民主権（前文、1条、41条等）、平和主義（前文、9条）という3つの基本原理を定めています。とりわけ、憲法は、権力や多数者の意思により抑圧されやすい少数者の権利について、その保障が十分になされているか留意していると考えます。

しかしながら、現実の社会に目を向けると、必ずしも個人の尊重や少数者の権利保障が十分に実現されているとは言えません。

そこで、現実に行っている問題に焦点を当て、長野県弁護士会会長として思うところを述べたいと思います。

2 基本的人権の尊重

人権は、全ての人が生まれながらにして有するものであって、最大限の保障の下に置かれるものです。私たちは皆、自分の生命を全うする権利を有し、人生において、人格の自己実現を図り幸福を追求する権利を有しています。その権利の重さは全ての人において等しく、一人一人の権利を不平等に扱うことは許されません。

国家権力により多数の人の権利が一律に害されるということは少ないでしょう。仮にそのような事態が生じた場合は、議会を通じた民主制の過程で権利侵害を排除するという救済方法があります。しかし、少数者の権利が侵害された場合、そうした救済は期待できません。時に、多数の国民は、少数者の権利が侵害されていることに目をつむり、そのような社会を甘受することさえあります。

近時取り上げられている性的少数者の問題はその1つであり、深刻な問題であると考えます。

LGBTの人たちは、不当な差別を受けてきましたが、性自認や性的指向は人格の奥底に存するものであり、人格的価値として最大限の保障を受けるべきものです。同性婚の訴訟においては、これを認めない日本の婚姻制度について違憲とする高裁判決も出されています（札幌高判令和6年3月14日）。婚姻の本質は、真摯な意思で共同生活を営むことにあります。婚姻は、これを望む者にとっては、心身の安定と人生に充実をもたらすもの

であって、重要な人格的価値を構成するものです。性的指向が同性に向いているという一事をもって、婚姻により生じる法的効果の一部すらも享受できないとすることは、合理的根拠を欠く不当な差別と言わざるを得ません。

また、トランスジェンダーに関しても、最高裁判所は、性別変更要件として生殖腺の機能の除去を求めることは違憲との判断をしました（最決令和5年10月25日）。肉体を傷つけ生殖能力を奪うことが重大な人権の侵害にあたるということ、性自認について悩むことのない多くの人々は思い起こす必要があります。LGBT理解増進法が制定されて以降も、従来の家族観に固執した、あるいは、公衆浴場等における抽象的な不安を殊更強調した差別的発言も散見されますが、社会の中でトランスジェンダーがいかに権利や生活利益を制限されてきたのかを、性的少数者に寄り添って考える必要があると思います。

婚姻、家族など伝統的な概念について様々な考え方があると思います。しかし、個々の考えを尊重することと、その考えを他者に押しつけることとは異なります。他者の個性を認め多様性を尊重しながら共存していける社会こそが、また私たちが自分自身を尊重して生きていける社会なのだと考えます。

3 国民主権

国民主権（民主主義）が目指すところは、国民一人一人の意思を可及的に政治に反映させることにあり、日本国憲法が掲げる国民主権も同様であると考えます。もとより、個々の考えが異なる中でも最終的には政策決定をしなければならないのであって、そのために多数決制度が採用されていますが、国民一人一人の意思が尊重され得る制度である民主主義は、私たち人類が歴史の中で勝ち取った価値ある財産の1つです。

しかし、注意しなければならないことは、多数意見が積み重ねられていく内に、私たちは、その政策に対し批判することを忘れ、多数意見に流され、実は誤った方向に進んでいるのに、これを国民の意思として受容し、最終的には独裁を許し、その政策を受け入れてしまうこともあり得ることです。民主主義において重要なことは、少数意見を尊重すること、少数意見の指摘を真摯に受け止め、さらにより良い結論を求めて議論を重ねることにあると考えます。

2017年（平成29年）、当時の内閣は、野党議員が臨時国会の招集を求めたのに対し、法案や外交準備を理由に98日間これに応じず、そのまま衆議院を解散しました。しかし、憲法53条は「内閣は、国会の臨時会の招集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その招集を決定しなければなら

い。」と規定しており、憲法53条後段に基づく臨時会招集要求がされた場合に、内閣が臨時会招集決定をする義務を負うことは、最高裁判所も認めています（最判令和5年9月12日）。憲法53条後段は、議会制民主主義を実現する機関であり、かつ、国の最高機関である国会において、少数派の意見を尊重しようとしたものであって、前述した民主主義の真意を示したものであると思います。国会議員は国民の代表であり、内閣などの行政機関が国会の活動を蔑ろにすることは、民主主義に対する冒瀆であると言っても過言ではありません。

そのような事態を招かないためには、私たち一人一人が国家等の行動に関心を持ち、意見を述べていくことが重要であり、当会も憲法の理念に根差した意見を発信し続けていきます。

4 恒久平和主義

日本国憲法は、政府が起こした先の戦争の惨禍により多くの国民の命が失われたことを反省し、徹底した恒久平和主義を掲げています。その理念は、単に紛争を解決する手段としての戦争を放棄するにとどまらず、一切の戦力の保持を否定していること（9条2項）に示されており、世界でも特筆すべき規定となっています。戦争は、多くの無辜の人々の命を奪うものであり、許されるものではありません。

世界では、ロシアが、ウクライナに侵攻してから2年が経過しました。昨年11月、国連はウクライナでの民間人の死者が1万人に達したと発表しましたが、ロシアは戦略的な核兵器の使用を口にするなど、戦況は止まるところを知りません。

また、昨年10月に起こった、イスラエルのパレスチナ自治区ガザへの侵攻では、多くの難民キャンプや病院、学校へのすさまじい爆撃が行われ、国連等が呼びかける即時停戦も実現しないまま、戦禍は激しさを増すばかりです。多くの市民が犠牲になり、生き延びている市民も行き場を失っています。何よりも人の命を重視しなければならないということは、人類が目指す人道の原点ではないかと思います。

日本国憲法は、前文で、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有していると謳っていますが、平和的生存権の真意として、一人の命さえ無視してはならないということを強く示唆していると思います。「いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」という憲法前文の文言は、今の世界情勢の中でさらに重い意味を私たちに突きつけています。憎しみの連鎖から、際限のない暴力と紛争が継続的に生み出され、その中で、子どもたちを含む多くの人々のかけがえの

ない命が、失われていきます。また、戦力の最たるものが核兵器ですが、万が一にも使用されることになれば、人類の存亡に関わることにもなりかねません。核の威嚇による抑止論がまかり通る世界において、私たちは、日本国憲法の持つ恒久平和主義の尊い理念を、決して捨て去ってはいけないと思います。

ところが、日本の現状に鑑みると、日本国憲法の平和理念を後退させ、軍備拡張への途を突き進んでいるように感じます。政府与党は、従前の専守防衛に徹するとした政府解釈に実質上の変更を加え、安保法制により集団的自衛権を認め、更には、閣議決定により安保三文書の改定を行ない、敵基地攻撃能力を認めました。また、防衛力の拡充を図るため大幅な防衛費の増額を企図するほか、昨年12月には、防衛装備移転三原則の運用指針を改定し、殺傷能力のある防衛装備の完成品を輸出できるよう舵を切りました。このような流れは、防衛政策の大転換を図るものであり、日本国憲法の恒久平和主義の理念を骨抜きにするものです。

日本が果たすべき役割は、紛争の終結に向けて世界に働きかけをし、近隣諸国や大国間の緊張関係を緩和し、平和的共存関係を目指す外交努力を行うことや、民間の協力関係がさらに進展するよう積極支援等を着実に行うことです。日本は、世界中から戦争を無くすという崇高な理想の実現に向けて、憲法の恒久平和主義の理念を堅持すべきであると考えます。

5 最後に

世界情勢は日々緊迫度を増しており、防衛力の強化を求める等、先の戦争から80年近くが経過し、社会の意識にも著しい変化があるように感じます。また、社会の常識が進展してきた中で、それでもまだ私たちが気づいていない問題や、助けを求められていることを感じつつも取り上げることができていない問題もあるのではないかと思います。

それでも、私たちは、先の戦争による惨禍を経験した人々や、今もなお戦争の渦中で苦しんでいる人々に思いを馳せ、また、どこかで理不尽に堪えている人々がいるのではないかという意識を常に持ち続けながら、憲法の理念を胸に、社会をより良くしていくための活動を積極的に行ってまいります。

2024年（令和6年）5月3日

長野県弁護士会会長 山崎 勝巳